

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第5回）

議事概要

1. 日時 令和2年2月3日(月) 午前10時00分～12時40分

2. 場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール11A

3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	戸田 光彦	自然環境研究センター主席研究員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学准教授

事務局	白石 隆夫	環境省大臣官房審議官
	庄子 真憲	環境省自然環境局総務課課長
	長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	小高 大輔	環境省自然環境局総務課課長補佐
	佐藤 知生	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長

4. 議事概要

審議官の挨拶の後、座長の進行により、議事（1）（2）について検討が行われた。

（1）関係団体ヒアリングについて

- 「資料1-1 関係団体ヒアリング」に基づき、公益財団法人動物環境・福祉協会Eva、動物との共生を考える連絡会、犬猫適正飼養推進協議会に対してヒアリングを実施した。

1) 公益財団法人動物環境・福祉協会Eva

<発表>

- 検討会を通じて飼養基準について検討されているが、動物の値段の上昇などの懸念を示す意見も挙げられたと聞いている。動物に手間をかければそれだけ価格が高くなるのは当然のことであり、価格上昇を懸念することに多くの人が違和感を

抱いている。事業者や消費者の都合ばかり配慮するのは望ましくない。当会は動物の販売に反対しているのではなく、悪質な業者が排除され、適正に動物を扱うことのできる健全な事業者のみ存続してほしいと考えている。事業者の利益を守るために動物たちが苦しんではいけない。飼養管理基準は、動物を適正に扱うために、動物が苦痛を感じず、動物の立場に立ったものであるべきである。「誰にでも動物を扱い、営業をする権利がある」と環境省は考えているが、その権利を得られるのは、適切に動物を扱う知識と技術を有する人に限定されるべきで、それがモラルある社会の姿である。今後の議論がこの前提に立ったものであることを要望する。

- 当会には日々内部告発や問い合わせが寄せられており、この場で紹介しながら適正飼養基準に関して伝えたい。
- まず、当会資料の「ケージの大きさ」について、一昨年の福井県の動物取扱業の事例では、1マスに最多で60頭ほどが過密な状態で飼養され、400頭を2人の職員で世話をしていた。
- もう一つの事例は、埼玉県のペットショップで、アルバイトから内部告発があったもので、売れ残った犬猫が常時40頭から50頭、狭いキャリーケースやダンボールに入れられたまま、何年もバックヤードにおかれていた。キャリーケースは蓋を締めると犬が自然に立てず、屈まなくてはならないほど小さなサイズであった。
- その一方で、良い環境を整えているブリーダーもおり、徳島県の柴犬のブリーダーの犬舎では、1頭につき幅約1.2m×奥行き6m、計7.2㎡のスペースがある。その奥に約1m×0.8mの寝床のスペースがある。
- 各国では既に基準が定められており、環境省が第3回の検討会で示している。検討会にて「各国の基準を日本の基準として当てはめるわけではない」という意見もあったが、むしろ既に他国などで活用されている基準をベースに作り上げていくのが良いのではないかと考えている。最低水準の設定において、「事業を続けやすくするため」ではなく、「動物にとってどうか」という点を考えることが真の基準であるべきと考える。海外では、愛護団体や獣医師などの専門家を通じて基準が作られているので、その基準は指標になると思われる。「海外と日本は違う」という議論もあるが、動物の福祉として、動物が求めているものは、海外でも日本でも同じである。日本独自という意見は、管理する人間の都合によるものではないか。海外の基準をもとに数値基準を構築するのが良い。
- 従業員に関する事項について、大手ペットショップの事例では、ショップの犬猫40頭、併設されている猫カフェの猫20頭の合計60頭を2～3名で管理しており、1人当たりにすると約20頭の飼育をしている。餌やり、水やり、トイレの世話、接客等もしていれば、体調管理まではできず、幼齢の犬がぐったりしていても、店員は何もできず、従業員が管理できる頭数ではなかったと聞いている。

- 第二種動物取扱業者である動物愛護団体の事例では、犬猫あわせて最大130頭を管理しており、ボランティア2~3名が週に数日、同じ日又は別々の日に来ることがあったが、同じ日に複数のボランティアが来た場合には、1人当たり43頭で、1人しかいない場合では1人当たり130頭になる。
- 良い取り組みをしている柴犬の犬舎の例では、40頭の柴犬を常時3名、朝夕はさらに餌やり、掃除、散歩などのために2名増員して対応しており、1人あたり8頭の飼育をしている。
- このような話から従業員に関しては、1人当たり8頭、多くても10頭が上限ではないか。
- 環境管理に関する事項で、臭気について、感覚の問題であるがゆえに、100人いれば全員、悪臭がするというような状況下で、行政が指導しても、事業者から「悪臭はしない」と返されてしまい改善できないと実際に自治体職員から指摘されている。行政職員の改善指導に対して、「これまでの経験上、問題ない」というのが業者側の主張であり、感覚の水掛け論になって全く進展せず、その不毛なやり取りは労力の無駄である。自治体職員は、数値基準など客観的に判断できるものが必要であると言っていた。
- 日照サイクルの確保について、徳島県の柴犬の犬舎では1.2m×6mの広さがあり、日差しと風通しの良い場所、日陰を動物が選べるようになっている。夏場は涼風を流し、冬場にはホットカーペットやヒーターを用いているので、温度や湿度などを基準内に調整することも可能である。また、数値だけでは決められないこともあり、自然採光が確保できる部屋、風通しの良い部屋など数値以外の規定も盛り込んでいただきたい。
- イギリスのDEFRA（環境・食料・農村地域省）では、「犬舎の断熱及び温度調整は、犬の寝場所の気温が10度以上26度未満に管理されていることを目指さなければならない」とあり、指標でもそのように示されていることが多々ある。
- 健康管理に関しては、給水も確保されていないところで、幼齢の犬猫が小動物用の箱に入れられていることもあるので、1頭ごとに給水が必要であるといった基準が必要である。
- 動物の展示又は輸送の方法について、展示に関しては、温度湿度、天気、騒音、動物の休息时间、夜間保管の方法を示してほしい。輸送に関しては、給餌・給水、温度、湿度、移動時間、休息时间等の規定を盛り込んでいただきたい。
- 繁殖に関して、各国で様々な繁殖規制がある。専門家によると、高齢動物は身体機能の低下とともに子宮機能の低下が起きることから、胎児の発育遅延や発育不良に考慮し、繁殖上限は8歳が妥当ではないか、5、6歳から産子数が低下するため、1歳から6歳までが適切な繁殖期間であるとのこと。繁殖に関しては専門家に見解を聞いてほしい。

<質疑応答>

- 公益財団法人動物環境・福祉協会Evaとして、悪質なケースの場合、犬猫を引き取ることもあるのか。具体的な告発があった場合はどうするのか。（委員）
- 行政指導のための働きかけを行っている。ただし、指導につながらないということもある。虐待と見なされる事例で、関係者の証言が得られ、画像等の証拠や陳述書を書いてくれる人がいるなど条件が整えば、刑事告発をする。（公益財団法人動物環境・福祉協会Eva）
- その間、犬や猫はそのままになってしまうと思われるが、ボランティアなどに助けってもらったりしているのか。（委員）
- 行政に依頼をし、指導に入るよう働きかける形となる。（公益財団法人動物環境・福祉協会Eva）
- 行政がなかなか動いてくれないという不満を感じる局面もあると思うが、どうして動けないのか、どうやったら動けるのか等についてどのようにお考えになっているか。（委員）
- 何十回と足を運んで向き合ってくれる行政職員がいるが、それでも改善に至らないことも多く、相手を納得させる明確な数値基準が無いことが弊害になっている。「どうせ言っても改善できない」と指導改善に行く気力さえない行政職員もいる。明らかに悪質であっても、行政が「問題なし」という判断をせざるを得ないのは、明確な基準がないためである。（公益財団法人動物環境・福祉協会Eva）

2) 動物との共生を考える連絡会

<発表>

- 当会の飼養管理基準に関する基本的考え方は、動物福祉が守られることである。基準は、ペットショップ、動物愛護団体、補助犬訓練施設等のあらゆる団体に適用されなくてはならないと考える。数値基準にあてはまらない基準も必要であり、数字のみならず、ヒューマンファクターといわれる飼養者の経験や適性も重要である。
- 当会として基本的には、あらゆる動物の生理・生態・習性に即した基準である「5つの自由」が絶対的に世界的な基準として守られるべきと考えている。
- 基準について、3段階のステップを経て合意形成に至ることを考えている。まず、第一段階として、動物の生態・習性・動物福祉等に詳しい獣医師及び獣医学博士、動物学者等の動物の専門家によるサイエンス・コミッティーを構築すべきである。第二段階としてサイエンス・コミッティーの案に対し、愛護団体、獣医師、法律、ペット業界等のステークホルダーからなる会合を開き、落としどころを探る。第三段階として、折り合い点に到達したか確認するために、動物の専門家グループ

で再度検討をし、最終決定をする。決定した事項について即座に導入するのではなく、猶予期間を定め実践していくべきである。

- 当会の幹事団体の一つである日本動物福祉協会が2年前から学術ネットワークを設定し、その中で動物の専門家による適正飼養基準の設定について議論を重ねてきた。当会を代表して、シェルター・メディシンの動物福祉に基づく群管理について専門家から説明し、次いで、アメリカの獣医行動学専門医よりストレスと動物の行動に関する見解を示す。
- 私はシェルター・メディシンを専門としている。シェルター・メディシンは、伴侶動物である犬猫の群管理に関する学問である。シェルター・メディシンには動物福祉を守るための基準がある。数値基準として、ケージのサイズなど様々な基準が大切であり、どのような施設であったとしても、動物の健康と福祉を担保しながら収容できる動物の数には限界がある。その収容能力については、参考資料に記載の通り、ケージの数のみならず、人数、必要な獣医療など多様な要素が必要になると考えている。数値を決める場合には、ケージサイズのみならず、数値以外の基準を作っていかななくてはならない。
- シェルターには、犬や猫が多数収容されており、定期的な獣医療の提供が必要で、繁殖前後の段階などでは特に、獣医師の診断や知見が動物の福祉を担保するうえで必要である。
- 私は、アメリカにて獣医行動学専門医の資格を取得しており、動物行動学が専門である。提示させていただいた犬及び猫の飼養管理基準（案）の中に「5つの自由」として、「5. 正常な行動を表現する自由」と記載があるが、その考え方は、動物を管理している場合に、その動物が本来示す行動を示せるような環境を整えなくてはならないということである。そうすることで、動物に不快感、抑圧、ストレスを与えないこととなり、結果的には、良い繁殖につながるなど、人間にとっても良い方向に動物たちが応えてくれることになる。
- 犬や猫がどのような動物で、どのような行動をするかを踏まえて、飼養管理基準（案）にまとめた。
- 例えば、施設的环境や犬舎の構造など、犬猫の正常な行動を発現し、不必要なストレスをかけないための基準を記載している。ケージのサイズなどは、犬舎の構造や造り方によって必要なサイズが変わってくる。例えば、グループ飼育の場合、寝床としてケージを使う場合、ケージの中にずっといる場合等、それぞれの状況に応じて整理した。
- 犬も猫も社会性ある動物であることを考慮することが重要である。社会性ある動物を1頭で飼育すると動物のストレスになり動物本来の行動を発現できず、繁殖など様々なことに影響を与えることがわかっている。そのため飼養管理基準（案）には犬猫の習性や行動、社会性とそれに応じた管理について具体的に記載した。

- 当会では、実際に現場の立ち入りの際に役立てられるようにすることを念頭において飼養管理基準（案）を作成しており、例えば、基準をリスト化し、実際の飼養状況と照らし合わせながらチェックすることができるようにしている。人員に関する考え方も記載しているが、単に世話をするというだけでなく、プロとして適切な資質を有する人が見て問題があれば、数字にとらわれずに改善の指導ができるよう飼養管理基準（案）を作成している。動物福祉を守るような基準を作ってほしいと考える。
- 当会の資料は、「5つの自由」に基づいて記載した。「5つの自由」は、世界的にOECD、OIE、WHO、FAO等で使われている世界的な動物の福祉の基準となっており、世界中で取り入れられている。日本であろうと、世界であろうと犬猫のニーズは同じである。
- カナダのフレーザー先生によると、動物の飼養管理や生態に関する専門家のサイエンス・コミッティーで様々な検討が行われるべきで、次に、この中に業界や愛護団体その他の様々な専門家を入れて、どんな基準にするべきかという検討を行い、最終的に、基準や法律に置き換えていくためにどうすべきか、落としどころを見つけるべきとのこと。折合い点を作るという意味では、最終的なステークホルダーミーティングが必要である。
- EUの様々な農産動物の指令に関しても、10年を見越して猶予を与えるといった検討がなされた歴史がたくさんある。基準を決めるが、どれぐらいの年数でそれを実践していくかということを検討の中に入れなければならない。折り合う方法としては、例えば英国のコード・オブ・プラクティスに、「うさぎのケージは3ホップの長さ」という記述があるが、その理由として業界では狭い箱に食肉用のうさぎが詰め込まれ、実質「0ホップ」で飼育されているが、愛護団体は10ホップを求めている。そこで検討の結果、落としどころとして、「3か4ホップではないか」となり、最終的に3ホップに決まったという。

<質疑応答>

- 学術ネットワークの構成員は何名か。（委員）
- 日本動物福祉協会の学術ネットワークには、現在、獣医師（博士）が3名、弁護士2名が在籍している。（動物との共生を考える連絡会）
- 「5つの自由」のうち「正常な行動を表現する自由」は、基準のどういうところに現れているのか。（委員）
- 全てに現れていると思う。犬は社会性のある行動を示すので、社会性を持たせるような工夫をすべきである。犬は興奮すると後ろ足で立ち上がる行動をするので、二本足で立ち上がる行動をとっても、天井に頭が着かないようにすべきである。寝る時や排泄する時は、少し動いてくるくると回るという行動を示すので、これ

を不自由なくできる十分な広さが必要など、随所に「正常な行動を表現する自由」を反映している。動物の本来の本能を見て、それが発現できるような飼育管理のために最低どれだけ必要かを考慮することが重要。（動物との共生を考える連絡会）

- 猫の場合は、トイレ、ごはん、寝床を50cm以上離すとしており、犬も猫も自分で環境をコントロールできるような行動を取りたがるので、動物が自分の意思で正常行動を発揮できるような管理が必要である。（動物との共生を考える連絡会）
- クレートの有無など場合分けによってかなり規定の仕方が違ってくるところである。そのため、全体の飼養状況を総合的に判断する必要があると思うが、お考えがあればお示しいただきたい。（委員）
- 全てを見て確認することは、獣医師であればできる能力があるはずである。しかし現場では水掛け論になることもあり、その改善にあたって、よりどころとなるものとしてガイドライン案を作成した。例えば、犬が1日の大半を犬舎で過ごす場合、グループ飼育の場合、寝床と運動場が別の場合など、場合分けをして検討した。飼養管理基準（案）に細かく数字をいれるかどうかは細則での取り扱いになると考える。現段階で検討すべきことは、動物を主として捉えた場合に、どこが落としどころでどこまで法律に入れたら皆が幸せになるかであり、その点を考えて提案した。（動物との共生を考える連絡会）

3) 犬猫適正飼養推進協議会

- 当会は、3年の間様々な調査を実施してきた。討議に先立ち、マーケットの状況を十分認識して基準を検討してほしい。
- 資料には、2013年から2014年の各国の犬猫の飼育状況を示している。アメリカでは、ヨーロッパよりもはるかに多い犬猫が飼育されている。こうした状況に鑑み、アメリカの状況についても調べた上で、基準を作っていたいただきたい。
- 海外とは市場の状況が全く違うことを認識していただきたい。諸外国では、25キロから40キロの中型犬、大型犬が主流であるが、日本で飼育されている犬のうち、47%が5キロ以下の犬である。そういった意味で、日本と海外の事情は異なっている。
- また、動物の飼い方、飼養の歴史なども異なり、海外では、犬が使役犬として選別されて犬種が発展してきた歴史がある。現在世界で飼育されている、国際畜犬連盟（FCI）で認められた犬種は343犬種で、そのうち愛玩目的の犬種は29犬種であるため、犬種全体の9割以上は、使役犬の歴史を有する犬種である。そのうち、日本で飼育されている犬種は、海外の犬種のほぼ半分くらいである。このような違いがあることから、海外の基準が日本でそのまま通用しないと考える。こういった点を今回の基準を作るうえで考慮していただきたい。

- ヨーロッパの犬のブリーダーの87%はホビーブリーダーである。ホビーブリーダーは年間10頭以下の犬しか繁殖していない。一方で日本では、ホビーブリーダーは、2005年と2012年の法改正で、24%から7%まで減少した。現在の日本には、ホビーブリーダーはほとんど存在しない。多くは商業ブリーダーとして生計を立てている。動物の福祉も重要だが、経営効率など様々なことも考えて業を営んでいる。
- このため、諸外国で見られないようなシステムで飼育をしており、具体例としては高圧の洗浄機を用いて汚物を除去する仕組み、犬の体重を管理して異常があれば感知する仕組み、炭酸ガスをモニターする仕組み、犬舎自体を陽圧にして外部から害虫や病原体が侵入しない仕組みをとったものを導入し運営している事業者もいる。また、日本で繁殖をしている事業者の88%は空調機を使っており、それほど外気の影響のないところで飼育されている。給餌後にトレーを毎回殺菌・洗浄をしている事業者もいる。
- ヨーロッパの場合、単犬種のブリーダーが主だが、日本の場合、多犬種が多い。動物を管理する上で重要なのは、犬種による運動量の違いも考慮に入れる必要がある。
- 社会通念の違いも非常に重要であり、日本のように使役犬の歴史がないところは、動物が本来どうあるべきか、考えられてこなかった。だからといって、安易に海外の同様にするのもどうか。動物の本質を十分見極めていただき、日本の市場の犬種に合った考え方で基準を作っていただきたい。
- またドイツのハノーバー大学の獣医学の専門家やカナダのブリティッシュコロンビア大学の専門家の話を聞いたが、専門家による討議、一般のブリーダーの意見聴取、民意を反映した合意形成という流れが、どの国でも行われているということであった。ぜひとも日本でも専門家の組織を作り、業界の意見も聞いて、民意を反映して社会的合意形成ができるようなプロセスを通じて、最終的な基準を作してほしい。
- 今回の資料について、諸外国の調査はしているが、日本国内の調査は行われていないので、日本の実態調査もしていただきたい。また、世界的に多く犬を飼っているアメリカの状況についても分析・検討してほしい。
- 過去、3年にわたり実施された、イギリスの王立動物虐待防止協会の講演集、アメリカの犬猫の遺伝学者と日本の遺伝学者を招聘して講演をした犬猫の遺伝子のセミナー、昨年ドイツのTVT前会長のトーマス・ブラハ先生の講演の内容があるので、検討委員会に提出したい。また、デービッド・フレーザー教授の動物の福祉の歴史の講演集もまもなく出来上がるので、提出する。
- 当会は数値基準が決まり次第、犬猫の動物取扱業者に向けたガイドラインを出せる状況になっている。早い機会に数値基準が決まるようであれば、ガイドライン

を用いて、業界の適正化に努力していきたい。

<質疑応答>

- 日本は5キロ以下の小型犬が多く、ヨーロッパでは大型犬が多いため、飼育に必要な人員は日本の方が少なくて済むと言っているように感じる。自分も犬を飼育しているが、小型犬も大型犬も1頭当たりに要する時間はさほど変わらない。もし小型犬と大型犬の場合で、飼育に関する時間が異なるというのであれば、データや事例などで示してほしい。(委員)
- 「ヒューマンファクター」にも関係するところであるが、ヨーロッパでは単犬種、日本では複数犬種が繁殖されているところが多いということであるが、犬種によって習性や遺伝性疾患なども異なるため、日本の犬繁殖者は、特に複数犬種を扱う場合にはより高度で広い知識が求められるのではないかと感じる。(委員)
- 通常大型犬の場合、屋外で平飼いをしており、小型犬は室内で飼育していることが多い。1、2頭では差がないが、何十頭も飼育する場合、機械化をしているところは、1人で何十頭もの動物の排泄物の処理・清掃が可能になる。(犬猫適正飼養推進協議会)
- 遺伝子について、最近の研究では、同じ病気でも犬種によって一つの遺伝子が影響する場合、5つの遺伝子が影響する場合などがある。同じ病気でも犬種によって違っており、影響する遺伝子の数が違う場合もある。(犬猫適正飼養推進協議会)
- 大型犬の飼養に時間がかかり、小型犬の飼養には時間がかからない、という説明について、実際の数値などを示していただければ参考になる。(委員)
- 大型犬をケージの中で飼育するとケージを壊してしまうことも多々ある。また自由に運動する時間も必要である。一方で小型犬はケージの中で飼育して、運動の際にケージから出して排泄もさせて戻す、という流れになり、負担は違う。今後、参考となるデータを出せるよう努める。(犬猫適正飼養推進協議会)
- 様々な業界の代表としてお話いただいたと思うが、日本全体でどのくらいのブリーダーが、貴会とネットワークを有するのか。(委員)
- 全国で約16,000の登録業者がおり、そのうち半数程度は何らかの形でオークションを活用している状況である。(犬猫適正飼養推進協議会)
- 管理している会員の中に、問題のある事業者がいたこともあるか。(委員)
- 10年ほど前に会員ブリーダーが病気で死亡し、一週間ほどたってから、その家族から相談があり飼育環境を見せてもらったが、ひどい状況だった。このため、病気等で事業が続けられなくなったブリーダーの所有する動物を保護するためにシェルターが必要と考え、500頭程度収容可能なシェルターを用意している。当該事業者だけの問題ではなく、結果的にブリーダー業としての評判を落とすこと

につながるため、そういった準備があることを外部の色々な人にも見てもらって、なるべく事業者の中のトラブルについて業界自身で解決できるように努めていきたい。（犬猫適正飼養推進協議会）

- 動物環境・福祉協会Evaの資料で見た劣悪な環境の写真の中には廃業している事例もあるのではないかと思う。あの状態では、営業が続けられる状態ではない。家賃も払えずトラブルを抱えた事業者が、そのような状況に至ったように考えられ、あの状態がすべてのペットショップではないとご理解いただきたい。（犬猫適正飼養推進協議会）
- 繁殖や多頭飼育をしている人が高齢になり、繁殖をやめさせているところが年間7、8件ある。しかし、生活があり、年金収入もあてにできないので、繁殖をやめられないという人がいて、そうしたケースは悲惨な状況になっている場合もある。（犬猫適正飼養推進協議会）
- 当会も愛護団体を通じてこれまで12,000頭ほど譲渡した。獣医師にも手伝っていただき、保護動物研究所を設立し、愛護団体を通じて譲渡するという取組みを行っている。業界として色々な批判もあるので、問題のある業者をどうやって指導して辞めさせるのか、ということも考えているが、高齢者や生活の苦しい事業者が廃業し生活保護を受けるような場合に、その動物をどう管理するかが問題だと感じている。（犬猫適正飼養推進協議会）
- 動物環境・福祉協会Evaが、知識と技能を持っている事業者しか従事してはならないと述べていたが、過去の自治体向けのアンケートでは、「動物取扱業者の資格要件について明確化して欲しい」という要望が多数あったと記憶している。ただ、動物との共生を考える連絡会の飼養管理基準（案）では、登録要件となる講義・実習例としてたとえば倫理学を挙げているが、この点はやや具体性に欠けると感じるため、誰がペットを取り扱うか、その資質の維持をどうするのか、という仕組みについて、業界団体の自己規律として作成したガイドラインの実効性をどのように担保することを考えているのか。（委員）
- ガイドラインは法律に則り記載しており、ブリーダーに配る予定である。オークション会場が国内17会場あるが、そこで研修会を開催し、最終的には会員ブリーダーのところに監査に行くようにしたい。さらに、そこから第三機関に監査してもらうことも計画している。公平性や透明性を担保していきたい。（犬猫適正飼養推進協議会）

事務局より、「資料1-2 適正な飼養管理の基準に係る自治体の意見等」について、説明した。

(2) 犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化に係る論点について

事務局より「資料2-1 海外調査について(報告)」、「資料2-2 犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化に係る論点について」について説明した後、以下の質問・意見等があった。

- 理想的な飼養管理のあり方を掲げても本当に悪質な人たちは悪いことを繰り返すかもしれないので、ある程度の義務化を考えていかないと実際の改善がなされないのではないか。(委員)
- 動物の飼養管理を行う者の平均点を上げることを考えるのか、劣悪な事例をなくすことを考えるのか、何を指すのかでだいぶ違う。むしろ後者と思える。最低限やってはいけないというところを見極めてそれを具体化していく作業だと思う。一方で、動物取扱業者が多頭飼育崩壊等に陥らないようにどういうセーフネットが必要なのかという議論も関連してくる。また、自治体からの意見の中にあった「消費者の賢い選択」について、実際の犬猫がどういう状況に置かれているか等の経歴が伝わって、それに対して消費者が賢い選択をしていけば自ずと解決していく部分があると思うので、そういった観点も重要。(委員)
- どちらのラインを決めるのかという話はこれまでずっとしてきた。どちらも一気にできれば良いが時間的に難しい。その意味で言うと後者にせざるを得ないと考えている。(委員)
- 遵守基準の具体化について優先して検討を行いたいと考えている。参考資料3(検討対象範囲)の中で、まずは赤枠で囲んだ義務規定の遵守基準及び登録基準として、劣悪な状態を防ぐという観点から最低限の部分について具体化を検討していきたい。法改正も踏まえると、優先は遵守基準で、明らかに不適正な状態をなくすことである。一方で、資料の一番下にマニュアルと書いた部分(業種・業態・生物種に共通する適正な飼養管理のあり方)があり、義務規定の議論の過程の中でも、これはマニュアル等で書いたほうがより効果的に現場に伝わるという項目が出てくると思われるため、そういった議論を排除するものではないという趣旨である。例えば、委員からご指摘のあった動物取扱業者による多頭飼育崩壊や消費者の賢い選択をどう促すかといった基準の先の観点も見据えながら、検討を進めていただきたい。(事務局)
- 関係団体ヒアリングを行って、一部には基準やガイドラインといった書類が出てきている。また、業界団体の自主規制として、ガイドラインを作りつつあるといった話もあった。基本的な考え方としては、ガイドラインは理想的なもので、最低限の遵守規定はこれと同等もしくは緩いというイメージを持っている。(委員)
- 従うべき最低限の守らなければならない基準と望ましい基準のレベルがある。拘束力という意味では基準のほうが強いものである。(委員)
- ステークホルダーが集まって合意形成していくというのは、良いことだと思う。

現時点で決め手となるような数値基準が学術的に出てきているかということ、調査を続けている段階であるが、これにぴったり当てはまる科学研究があるかということ、実際のところは難しい。そうした事情や海外の例も踏まえると、ステークホルダーが話し合っている程度のラインを決めていくのは妥当。（委員）

- ▶ 遵守基準は法的に厳格なものであるため、基準としては少し緩い形になると思うが、実際に数値を決めることに対しては、合意の部分を顧みず検討委員が先走って、本来落ち着くべきものよりも上のところを決めてしまうのはおかしいような気がしている。（委員）
- ▶ 年月を区切っていつまでに絶対やらないといけないという基準は良し悪しだが、性急に事が進みすぎたときに、現場の事業者全体が把握されているわけではない中で、ついていけない事業者から不幸な動物がたくさん生まれてしまうのではということ警戒している。それは誰も求めていることではないので、まずは動物を苦しめないことを念頭に置くと、ある程度合意があるのではないか。それはガイドラインかもしれないが、そこに向かっていくステップとして少しずつ進んでいくと良いのではないか。ステップを踏んで時間をかけていくことが合意形成にもつながる。ヨーロッパなどでも、規制を決めてから実行するまで10年かかるケースもある。実行過程で変わりうるかもしれないが、目指す理想を、今回のタイミングに合わせて出すことも必要。具体的には、員数だけでなく人の資質等について長期的な目標を出す、動物種ごとや業種ごとにガイドラインに示す、解説書を作るといったやり方などもあるのではないか。（委員）
- ▶ 連続的な動物の身体的・心理的状态がアニマルウェルフェアに関係していることから、最低基準を決めるのは非常に難しく、ステークホルダー間の合意が先にあり、それに対して科学的に提案していくのではないかと思う。（委員）
- ▶ 検討の論点について、身体的健康に偏重していると思う。アニマルベースメジャーの考え方を基本にしていると言っているが、施設や管理が中心で、基準を入れることによって動物に何が起きているのかというアウトプットベースの評価項目を議論する必要があるのではないか。（委員）
- ▶ 例えばケージのサイズについても、自由に動けるといえるのは身体的な健康の話であって、動物が特に強くやりたがっている行動は摂食探索行動、つまり餌を探す行動であり、単にサイズが大きければ良いのではなく、そこに適切な刺激があるかということも重要。身づくろい行動と摂食探索行動は、どの動物でも強く動機づけられている行動であり、そういった観点も検討すべき事項かと思う。（委員）
- ▶ 飼養管理の人数について、例えば畜産では様々なものが自動化されているので、だんだん労働力が少なくなっている。各作業に要する時間のデータ等をもとに考えたいが、そのようなデータがないと規定するのは難しいのではないか。また、人数がどうあっても、動物がどういう状態かといった評価項目が必要。（委員）

員)

- 繁殖に関しても同様で、ボディコンディションスコアの変化、難産率、死亡率など、動物の状態に対する評価項目を検討する必要があると思う。(委員)
- これから具体的な数値を出すという難しい作業を行うことになるが、どのようなステップを踏んでいくのか。(委員)
- 具体的な基準を考えるのは難しいというご意見はごもっともであるが、この検討会が専門家による会合の場であり、ここで委員から専門的なご知見をいただきながら、動物愛護団体や業界団体が入っている中央環境審議会の動物愛護部会で、合意形成していくよう進めたい。実際に数値を決めていく、あるいは具体化していくため、今回資料2-2に考え方を示したので、ご意見をいただき、考え方にある程度合理性、妥当性があるということであれば、この論点に基づいて、例えばケージの大きさや従業員の員数など、データ収集や調査等も進めつつ議論を深めていきたい。(事務局)
- 改正法で求められているのは、事業者が遵守すべき基準で、法第21条に基づく施行規則第8条の改正及び関連する細目(告示)の改正である。この規則と告示は遵守しなければいけない基準のため、遵守していなければ勧告や命令の対象になり、命令を守っていなければ罰金や取り消しの対象になるという非常に厳しい不利益処分が科される。これが来年6月19日までの政令で定める日までに施行されるため、この部分の検討を急いでいる。改正法の中では、特に犬猫等販売業についてはできる限り具体的なものとするとされているので、来年度の6月までにこの部分は少なくとも具体的な改正案を固め、パブリックコメントや審議会での審議を経て告示までもっていかなければならない。(事務局)
- 今回、具体的な施行規則や細目に係る論点として資料を示しているが、望ましい在り方についても必ず議論になるだろうと思っている。時間が十分あれば望ましい飼養管理の在り方を先に決めて、その中から最低限守らなければいけない基準を、合意形成しながら作っていくことになるが、時間が限られている中で、まず遵守しなければいけない基準を議論していただきたい。議論の過程で望ましい飼養管理の在り方についてもご意見をいただくことになるので、最終的にマニュアルやガイドライン等に反映するなど、具体的な飼養管理に活かしていきたいと考える。(事務局)
- 求められているのは不適正な事業者をいかに改善していくかであり、改善する意思がなければ廃業してもらおう。その判断をしなければいけないため、まずはその科学的な議論をこの検討会の中でお願いしたい。(事務局)
- ケージ等の構造について不適切と思われる構造を具体的に規定とあるが、組み立て式の網ケージは衛生的ではないと思っている。さらに床が網のようなものはパッド(肉球)に傷がつくので、安全面でもどうかと思う。また、網ケージやクレ

一トの積み重ねによる飼育も十分な掃除ができないことから衛生状態としてどうかと思う。しかし実際的にはクレート等の積み重ねによる飼育が多いようにも感じるので、実効性という観点から検討が難しいため、実際どれくらいの割合で、網ケージが使われているのか、クレートの積み重ねの飼育がされているのか、きちんとした平飼い構造を持っているようなブリーダーがいるのか等、業界側に資料提供をお願いしたい。こうした資料は実行可能性という観点において非常に重要と考える。（委員）

- 自治体の意見としても実態把握については要望があるので、業界の皆様にご協力を頂いただきつつ、把握に努めていきたい。（事務局）
- 市販のケージやサークルはある程度決まったサイズがあり、まずはその中で対応することになると思うので、ペット用品の供給に関しても背景データとして押さえておく必要がある。どの程度導入が可能なのか、具体的に決めていくにあたって材質等も含めて、実際の供給があるかという参考資料を集めていただければ良い。（委員）
- どこまでできるかはわかりかねるが、極力調べたい。（事務局）
- 法律面からケージの大きさに関して、いろいろなタイプを場合分けするなど、遵守すべき基準として法律に長々と明記することは可能か。（委員）
- 可能性としていくらかでも細かく規定することは可能。動物愛護管理法のようなものとなる法律はたいてい普遍的、抽象的にして、細かいことは規定していない。そのもとに基準や、細則などを作って段階を変えていけばいくらかでも細かい規定は可能。ただ、違反すれば取り消しや罰金の対象になりうる基準となるため、それを念頭に置く必要がある。また、実効性という観点からは、それを使う人が読んで意味がわかるようなもの作っていく必要がある。（委員）
- 各国の比較表の資料をみると、イギリスやドイツでは猫に対する規定と犬に関する規定に若干差がある。イギリスでは、犬にはある繁殖に関する規制が猫にはない。ドイツでも連邦法の下に犬に関する規則があり、犬しか対象にしていない。そこを踏まえて日本で犬猫両方の基準を作る場合、配慮が必要ではないかと思う。（委員）
- イギリスで行われていることは合理的だと思っている。確かに数値化を細かく規定しすぎている部分はあるが、ある程度猶予期間もあり、全体を見ていくつも違反している場合はダメだが、一つだけの数値違反でバツサリと切ってはいない。（委員）
- 懸念するのは、数値だけが独り歩きをして、悪質な人たちがそれを逆手にとり、数値さえ守ればいいと思うような状態になること。（委員）
- 国が実施するかどうかは別として、格付け制度でインセンティブを与えることは消費者も賢い選択ができるようになって良いのではないかと。（委員）

識も変われば、徐々に動物福祉の状態が上がってくるのではないかと思っている。

(委員)

- 法律の要請で早急に検討を求められているのは遵守基準であり、スポーツに例えればレッドカードを出す段階を具体化しなければならない。ただ、様々な業者がいる中で、遵守基準だけで飼養管理全体の状況が改善するとは考えていないため、グラデーションをつけてもう少し平均的に上回ってほしいレベルをガイドライン等の中で考えていきたい。(事務局)
- 今回は資料2-2の検討項目①、②、⑥に関して、それぞれの考え方に沿って今後進めて良いかを定める場と理解している。資料を見たところでは妥当に書かれていると思うので、これらの論点を基に基準の具体化を進めていくということで特に問題ないと思う。(委員)
- 繁殖に関する事項で、繁殖上限年齢を設定するのはわかりやすい。犬も猫も妊娠期間が2カ月で、動物愛護管理法では8週齢(56日齢)まで親子一緒にいなければならないということが義務になった。それをあわせると4カ月になるため、2回繁殖すると8カ月かかる。したがって年3回の繁殖は難しく、上限はおのずと2回以下となるのではないか。それ以上多くはあり得ないのではないか。(委員)
- 1回に規定してほしいということもあるのではないか。(委員)
- 上限を1回にするのは別の議論になるが、2回以上は現実上あり得ない。日照時間をコントロールして子猫を早く離せば3回できるが、それはすでに法律を破っていることになりかねず、上限2回以上は現在の法律上不可能ではないか。(委員)
- 年をまたぐ場合など小数点はあるのではないか。(委員)
- 事務局で今回の議論をまとめていただき、次回の議論につないでいただきたい。最後に、ヒアリング関係団体から何かあれば簡単にご発言をお願いしたい。(委員)
- 一つだけ指摘したい。先ほど、多頭飼育で崩壊している写真の事業者の多くが、そのまま事業をやめてしまっているとの発言があったが、すし詰め(マス)状態にあった福井県の繁殖場は今も営業している。廃業するならまだ良いが、そのような状態のまま、営業しているところがほとんどであることをお知らせしたい。(公益財団法人動物環境・福祉協会Eva)
- 資料1-2の2.「個別の項目に係る意見等」に、「ケージサイズが小さくても、別途生活エリアが用意されていれば問題ない場合もある。」という記述があるが、ケージの大きさに関して、小さいケージサイズが先に決まってしまうと、閉じ込め飼育の要因となる。指導の際に普段は運動させていると言い逃れて、実際には何年もケージの積み重ねや閉じ込め飼育が普通になる。そのような内部告発も寄せられており、指導に行くと、普段はドッグランで走らせている、ケージ前の廊下で遊ばせているとあって、実際には閉じ込め飼育が行われてしまうので、寝床

のサイズを先に決めることはやめてほしい。（公益財団法人動物環境・福祉協会 Eva）

- カーブのエビデンスは様々なものがあり、一番強いエビデンスはメタアナリシス、その次にコホート研究等がある。その中でアニマルリサーチ等がある。専門家の意見もエビデンスの一つである。犬猫の多頭飼育状態、シェルター・メディスンのエビデンスもたくさんあり、本日示した飼養管理基準（案）は全てエビデンスのもとに示したものである。エビデンスがないということではなく、様々な動物福祉、シェルター・メディスンの研究で、犬猫の福祉を担保するようなエビデンスがたくさん出ている。（動物との共生を考える連絡会）
- 環境省へのお願いとして、まず、サイエンス・コミッティーを作ってください、科学的根拠をもとに数値と状況等について、ある程度たたき台を作ったうえで、ステークホルダーミーティングを行って落としどころを考えていただきたい。様々な方面から検討していくことが良いと思う。（動物との共生を考える連絡会）
- 当会では1,206のブリーダーの方々から細かくデータを入手して、実際に詳しい調査を行っている。（犬猫適正飼養推進協議会）
- 色々なことを決めた場合のポリシーインプリケーションをまず行うべき。前回の2005年と2012年法改正時はポリシーインプリケーションの検討を全然行っていなかったため、ブリーダーが大幅に減り、日本で飼われている犬が400万頭も減り、10年間で約32%の減少となった。決断した数値が社会にとってどのくらいのインパクトがあるのかを十分検討した後に政策を導入することが重要である。オーストラリアではコストベネフィット・アナリシスを事前に実施し、社会にどのような意味があるのかを十分に検討したのちに、政策が実施された。（犬猫適正飼養推進協議会）
- 科学的調査については、環境省が現在論文検索から論文読み込みまで実施しているところ、論文の信憑性も関わってくるため、ただその数値を信じれば良いという状況ではなく、それも含め精査していると聞いている。（委員）

以 上